

常盤青年会会則

- 第 1 条 本会は常盤青年会と称する。
- 第 2 条 本会は常盤1、2丁目の青年ならびに同会の目的に賛同する者を以て組織する。
- 第 3 条 本会の会員は、49才を以て、OBとなることが出来る。
但し、OBは任意に準会員になる。
- 第 4 条 本会の事務所は会長宅に置く。
- 第 5 条 本会は常盤青年会会員相互の親睦を計り、関係諸団体との連携を持ちながら、地域社会の発展向上に寄与することを以て目的とする。
- 第 6 条 本会は次の役員を置く。
①会長1名、副会長4名以内、会計理事1名、理事若干名
②本会の会計を監査するため、監事2名を置くことを得。
- 第 7 条 本会に相談役として顧問並びに直前会長を置くことが出来る。
- 第 8 条 会長は会員の互選により選出し、役員は会長が任命しその任期は2年とする。
但し、再選を妨げない。
- 第 9 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
会計理事は本会の会計事務を行う。
- 第 10 条 本会の会議は、総会、役員会及び月例会とする。
但し、会長の要請により臨時総会を開くことが出来る。
上記の会議の決議事項は出席者の過半数を以て定める。
- 第 11 条 入会を希望する者は2名以上の推薦により役員会の承認を必要とする。
- 第 12 条 本会は準会員に対し、前条の事業並びに研究会、レクリエーション等の参加を要請する。尚、OBは本会会長の要請により参加をすることが出来る。
- 第 13 条 本会の経費は会費及び事業収入、並びに寄付金等の収入を以てこれにあてる。
- 第 14 条 本会の会費は、年12,000円とし、準会員は、年3,000円とする。
- 第 15 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第 16 条 本会の会則の改廃は総会に於いて出席者の過半数の同意を以て決める。
- 第 17 条 本会の慶弔規定を設ける。
慶弔規定は内規にて定める。
内規は役員会にて定める。
- 付 則 本会則は昭和45年4月 1日より施行する。
本会則は昭和55年3月22日の総会にて一部変更する。
本会則は平成 2年3月24日の総会にて一部変更する。
本会別は平成 5年5月25日の臨時総会にて一部変更する。
本会則は平成 9年5月24日の総会にて一部変更する。
本会則は平成 13年4月28日の総会にて一部変更する。
本会則は平成 14年4月27日の総会にて一部変更する。
本会則は平成 21年3月28日の総会にて一部変更する。
本会則は平成 25年3月20日の総会にて一部変更する。